

睦沢町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

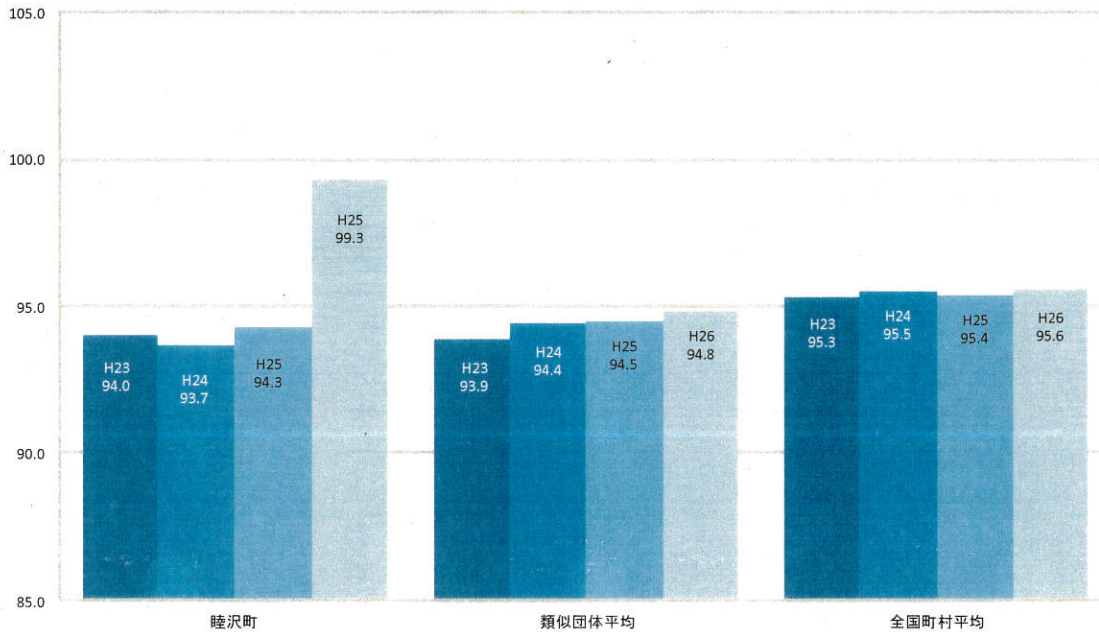
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)23年度の 人件費率
25年度	7,401人	3,521,687千円	114,350千円	762,514千円	21.7%	25.7%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体 一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	90人	324,498千円	33,158千円	113,895千円	471,551千円	5,239千円	5,490千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由と改善の見込みについて

①の該当理由: 初任給の水準を見直し、それに伴う調整を行ったため

その改善の見込み: 現在、本町のラスパイレース指数を引き上げている職員構成帯の退職をもって改善される見込みです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	386,949円	385,981円	968円 (0.25%)	0.25%	0.25%	0.25%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	4.12月	3.95月	0.17月	0.15月	4.10月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し：実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%、最大4.1%の引き下げを実施。若年層については、引き下げをせずに、高齢層については引き下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び陸沢町の支給割合）

国基準における場合、陸沢町の支給割合ともに支給なしであり、本町における支給時期については、予定がありません。なお、平成18年から当分の間支給しないこととしています。

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額予備平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
睦沢町	41.0歳	311,600円	412,000円	—
千葉県	42.8歳	333,944円	424,045円	381,714円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	43.1歳	328,728円	389,139円	359,061円

② 技能労務職(本町においては学校給食職員のみ)

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
睦沢町	53.8歳	6人	233,500円	250,800円	—	調理士	44.0歳	295,600円	84.8%
千葉県	52.4歳	559人	322,163円	376,511円	355,842円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	326,611円	—	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	45人	305,373円	337,714円	319,061円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
睦沢町	3,917,795円	4,006,500円	97.8%

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22～平成24年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
睦沢町	40.0歳	285,700円	354,918円	—
千葉県	37.5歳	345,919円	470,597円	—
国	46.3歳	315,397円	—	345,048円
類似団体	39.2歳	292,305円	348,757円	302,391円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		睦沢町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	172,200円
	高校卒	146,200円	146,200円	140,100円
技能労務職	高校卒	—	143,500円	—
	中学卒	127,700円	130,700円	—
医 療 職	大学卒	208,500円	214,200円	—
	短3卒	202,900円	208,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

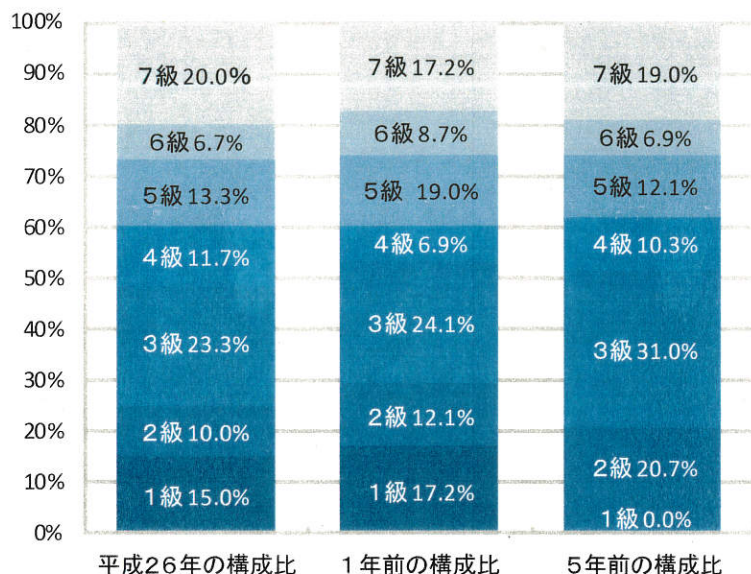
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	239,600円	264,000円	357,000円	—
	高校卒	—	—	316,300円	399,200円
技能労務職	高校卒	—	—	—	235,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	課 長 ・ 主 幹	12人	20.0%
6級	副 課 長	4人	6.7%
5級	主 査	8人	13.3%
4級	主 査 補	7人	11.7%
3級	副 主 査	14人	23.3%
2級	主 事	6人	10.0%
1級	主 事 補	9人	15.0%

- (注) 1 睦沢町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

現在は、勤務成績評定に基づき昇給していますが、人事評価制度の導入を予定しています。

4 職員の手当の状況

(1)期末勤勉手当

睦沢町	国
一人当たり平均支給額(平成25年度) 1,278千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の急騰による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の急騰による 加算措置

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

現在は、勤務成績を反映させていませんが、人事評価制度の導入を予定しています。

(2)退職手当(平成26年4月1日現在)

睦沢町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算) 一人当たり平均支給額 14,971千円	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (3%~45%加算)

(注)退職手当の一人当たり平均支給額は、平成25年度に全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3)地域手当(平成26年4月1日現在)

平成25年度の支給実績はありません。

(4)特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

手当の種類は6種類ですが、平成25年度の支給実績はありません。

(5)時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	3,406千円
職員一人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	35千円
支給実績(平成24年度決算)	2,954千円
職員一人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	29千円

(5) その他手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内 容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 満16歳未満の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算5,000円	同じ
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ
通勤手当	交通機関を利用する場合 全額支給 自家用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,500円から25,970円を支給	異なる

7 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日)

区分	給料月額等					
給料	町副教	町育	長長長	788,000円 639,000円 577,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
					850,000円 675,000円	350,000円 360,000円
報酬	議副議	議	長長員	284,000円 237,000円 213,000円	360,000円	205,000円
					320,000円 300,000円	164,900円 145,500円
期末手当	町副教	町育	長長長	(平成25年度支給割合) 3.95月分		
				議副議	議	長長員
退職手当	町副備	町	長長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
				給料月額×在職月数×0.35	13,238,400	任期ごと
				給料月額×在職月数×0.35	7,668,000	任期ごと
				備考		

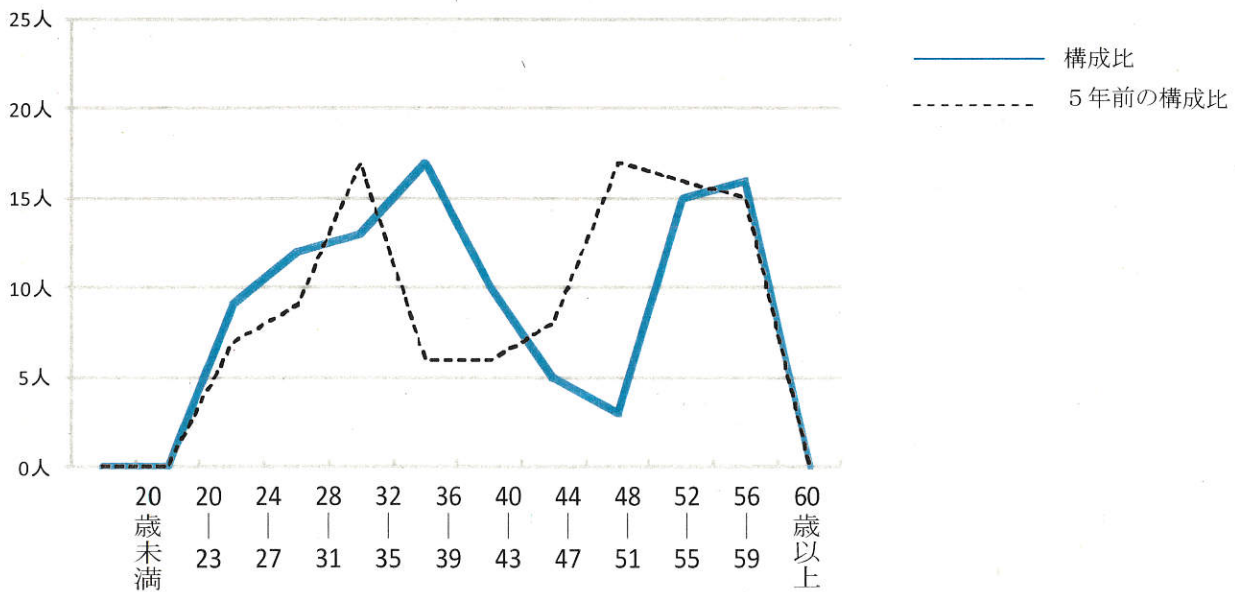
(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

区分	部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		H25	H26		
一般行政部門	議会	2	2	0	
	総務	18	19	1	
	税務	8	7	△1	
	民生	20	18	△2	
	衛生	9	10	1	
	農林水産	6	6	0	
	土木	4	4	0	
	商工	0	0	0	
	小計	67	66	△1	(備考) 人口1,000人当たりの職員数 8.9人 (類似団体の人口1,000人当たりの職員数 10.1人)
行特別	教育	24	27	3	
	小計	24	27	3	(備考) 人口1,000人当たりの職員数 13.4人 (類似団体の人口1,000人当たりの職員数 12.4人)
公営企業	下水道	1	1	0	
	その他	6	6	0	
	小計	7	7	0	
合計		98	100	2	

(2) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	12人	10人	19人	4人	5人	8人	18人	18人	1人	100人

(3) 部門別職員数の推移

(単位：人・%)

部門		区分	職 員 数 (人)					過去5年間 の増減数 (人)
			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	
普 通 会 計	福祉関係を 除く一般行政	議 会	2	2	2	2	2	
		総 務	18	18	17	18	19	1
		税 務	8	8	8	8	7	▲1
		労 働	0	0	0	0	0	
		農林水産	5	5	5	6	6	1
		商 工	0	0	0	0	0	
		土 木	4	4	4	4	4	
		小 計	37	37	36	38	38	1
	福祉関係	民 生	23	22	21	20	18	▲5
		衛 生	7	8	9	9	10	2
		小 計	30	30	30	29	28	▲2
	一般行政部門計		67	67	66	67	66	▲1
	教 育		28	26	25	24	27	▲1
消 防								
普通会計計		95	93	91	91	93	▲2	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院							
	水 道							
	下 水 道		1	1	1	1	1	
	交 通							
	そ の 他		6	6	6	6	6	
	公営企業等会計部門計		7	7	7	7	7	
総合計			102	100	98	98	100	▲2